

## 農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱

19農会第850号

平成19年10月30日

農林水産事務次官依命通知

一部改正

4政第87号

令和4年6月15日

### 第1 趣旨

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）及び「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月農林水産省策定）、並びにみどりの食料システム戦略を実現させるために制定された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）に基づき、現場のニーズに即した様々な課題に対応した研究開発を推進するとともに、現場で培われた優れた技術の横展開・持続的な改良と、将来に向けた革新的な技術・生産体系の開発を促進しているところであり、生産現場の課題等へ対応し、生産力向上と持続性の両立に向けたイノベーションを先導する技術開発を加速化するとともに、その成果について、農業現場をはじめとする関係方面へ迅速に還元することが極めて重要と考えられる。

このため、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）及び関係各局等（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）の連携を強化することにより、応用・開発段階の研究開発を中心に、行政ニーズ等を的確に反映させ、農業研究に関する情報の収集、企画・立案及び研究成果の普及・実用化の取組を推進し、農業研究の成果を確実に創出するとともに、農業現場等への迅速な還元を図ることとした。

以上が、本要綱の制定の趣旨である。

### 第2 研究に関する情報の収集及び研究の企画・立案

- 1 地方農政局等（沖縄については沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の各地域農業研究センター（以下「地域農研センター」という。）と連携し、第4に定める地域研究・普及連絡会議等により、管内の都道府県、関係団体、大学、民間企業及び担い手等から、地域における「みどりの食料システム戦略」の実現に資する研究開発を中心としたニーズを収集し、国が重点的に研究開発を推進すべき技術的課題についてとりまとめ、本省に報告するものとする。
- 2 事務局は、応用・開発研究の課題等の設定について、1により地方農政局等から報告された技術的課題を参考とし、研究課題等を具体化するものとする。

### 第3 研究成果の普及・実用化

- 1 事務局及び関係各局等は、研究成果の普及・実用化に関し、地方農政局を含む関係機関相互の緊密な連携による一体的な取組の推進に努めるものとする。
- 2 事務局は、地方農政局等、農業試験研究法人（農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第13条第5号に掲げる国立研究開発法人をいう。）、その他試験研究機関から研究成果を収集し、「みどりの食料システム戦略」の実現に貢献し、現場への普及が期待される重要なものについて、関係各局等と協議の上、「みどりの食料システム戦略」技術カタログ（以下「技術カタログ」という。）の掲載候補として選定するものとする。

- 3 地方農政局等は、2に定める収集に当たり、地域農研センターと連携し、第4に定める地域研究・普及連絡会議等により、管内の都道府県及び関係団体等から、技術カタログの掲載候補として選定の対象となるべき研究成果を収集し、事務局に報告するものとする。
- 4 事務局及び関係各局等は、技術カタログの掲載技術について、補助事業の活用やホームページ等での情報提供を行うことにより、その普及の促進を図るものとする。
- 5 事務局は、地域農研センター等と共同して、地域農研センター及び公設試（都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）等の研究者、普及指導員、行政担当者、農業支援サービス事業者並びに生産者等が意見・情報の交換を行う「新技術推進フォーラム」を開催するものとする。

#### 第4 地域研究・普及連絡会議

- 1 地方農政局等は、関係機関の連携を強化するとともに、農業研究の企画・立案及びその成果の普及・実用化に係る協議等を行うため、地域農研センターと協力し、都道府県等管内関係機関、団体等が参加する地域研究・普及連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。
- 2 連絡会議の運営の細目は、地方農政局長（沖縄については、沖縄総合事務局農林水産部長をいう。）が、地域農研センターの長と協議の上、別に策定するものとする。

#### 第5 その他

- 1 北海道における第2の1に定める国が重点的に研究開発を推進すべき技術的課題及び第3の3に定める技術カタログの掲載候補として選定の対象となるべき研究成果については、事務局が収集するものとする。
- 2 この通知に定めるもののほか、農業研究及びその成果の普及・実用化の推進に必要な事項については、農林水産技術会議事務局長が別に定めるものとする。